

[契約書別表]

御船荘ホームヘルプサービスステーション サービス利用料金表 〔3割負担の場合〕

令和4年10月1日 現在

介護保険給付サービス						介護保険給付外サービス
サービス内容	サービス提供時間	負担額	備考	加算	対応サービス	通常の事業実施 地域外の訪問に 要する交通費 30円/1km
身体介護を中心に 利用する場合	20分未満	501円		初回加算 600円 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅱ) 介護職員等ベースアップ等 支援加算	2人の介護員 でのサービス 200%	
	20分以上30分未満	750円			夜間又早朝 のサービス 125%	
	30分以上1時間未満	1,188円			深夜の サービス 150%	
	1時間以上	1,737円	30分増すごとに249円			
生活援助を中心に 利用する場合	20分以上45分未満	549円				
	45分以上	675円				
身体介護と 生活援助を 組み合わせて 利用する場合	(例) [身体1生活1] 身体介護30分未満引き続き 生活援助20分以上45分未 満のご利用の場合	先ず、身体介護の利用金額を計算し、その 金額に生活援助の分(20分から起算し25 分増すごとに201円)を加えます。 ・身体介護 750円～生活援助201円 (603円を限度とする) 合計 951円		<介護職員処遇改善加算(Ⅲ)> 介護保険給付サービス費の合計額に「5.5%」を乗じた額が加算されます。 <介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)> 介護保険給付サービス費の合計額に「4.2%」を乗じた額が加算されます。 <介護職員等ベースアップ等支援加算> 介護保険給付サービス費の合計額に「2.4%」を乗じた額が加算されます。		
負担額の軽減あり <第1段階> 利用者負担額の1/2を軽減 <第2～3段階> 利用者負担額の1/4を軽減						

※ 負担額及び加算につきましては、市から交付される「介護保険負担割合証」に記載された負担割合が適用されます。

※ 訪問介護事業所と「同一敷地内建物等」に居住する利用者に対して行ったサービスの場合10%の減額となります。

[契約書別表]

御船荘ホームヘルプサービスステーション サービス利用料金表 (第1号訪問事業)
 [3割負担の場合]

令和4年10月1日 現在

介護保険給付サービス					介護保険給付外サービス
サービス内容	サービス提供時間	負担額	加算	備考	
事業対象者 要支援1・要支援2	週1回程度	3,528円 (1月あたり)	初回加算 600円 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 介護職員等特定 処遇改善加算(Ⅱ) 介護職員等ベースアップ等 支援加算	月の途中での区分変更及び 転居等により事業所変更を 行った場合、日割りで ご請求となります。	通常の事業実施 地域外の訪問に 要する交通費 30円/1km
事業対象者 要支援1・要支援2	週2回程度	7,047円 (1月あたり)			
要支援2	週2回を超える場合	11,181円 (1月あたり)			
負担額の軽減あり <第1段階> 利用者負担額の1/2を軽減 <第2～3段階> 利用者負担額の1/4を軽減					

※ 負担額及び加算につきましては、市から交付される「介護保険負担割合証」に記載された負担割合が適用されます。

※ 訪問介護事業所と「同一敷地内建物等」に居住する利用者に対して行ったサービスの場合10%の減額となります。